

お客様 各位

都留信用組合

未利用口座管理手数料の新設および預金規定の一部改正について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当組合では、近年全国的に増加する、長期間利用のない口座が不正利用（なりすまし・マネー・ローン・キャッシング等）に悪用される事例を踏まえ、お客様の被害を未然に防止し大切な財産とお取引を守るために、下記のとおり、「未利用口座管理手数料」を新設させていただきます。

また、本手数料の新設に伴い、関連する預金規定も一部改正させていただきます。

今後もより一層お客様にご満足いただけるサービスの充実に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料について

(1) 手数料新設日

令和 8 年 1 月 5 日（月）

(2) 概要

対象となるお客様	個人（個人事業者を含みます）のお客さま、法人のお客さま、団体のお客さま
未利用口座の対象となる口座	<p>毎年 12 月 31 日現在（初回判定は令和 9 年 12 月 31 日）において、最終の利用日から 2 年以上一度もお預入れ（当該預金の利息入金を除く）、またはお引出し（本手数料の引き落としは除く）が無く、かつ残高が 10,000 円未満となる普通預金口座（総合口座を含みます）を「未利用口座」として取扱いさせていただきます。</p> <p>※ ただし、次の口座は未利用口座の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該口座の残高が 10,000 円以上の場合 ② 未利用口座のある店舗で定期性預金などの預金取引、出資金、投資信託、国債のお取引がある場合 ③ 未利用口座のある店舗で融資取引・カードローン取引がある場合 ④ インターネットバンキング契約口座、でんさい利用口座、教育資金一括贈与口座等の取引がある場合
手数料金額	年間 1,320 円（税込み）
未利用口座管理手数料のご案内と引落とし	<p>未利用口座の対象となった場合、当組合にお届出のご住所に「ご案内」を発送いたします。なお、「ご案内」が延着又は到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。</p> <p>「ご案内」発送後、一定期間（2 ヶ月程度）経過後も、対象口座のご利用または解約等のお申し出がない場合、対象口座から手数料を引落としさせていただきます。</p>
未利用口座の自動解約	対象口座の残高が本手数料に満たない場合、残高全額を本手数料の一部として引落としを行い、対象口座を自動的に解約させていただきます。

2. 預金規定の一部改正について

(1) 一部改正の対象となる預金規定

- ① 普通預金規定（無利息型普通預金含む）
- ② 総合口座取引規定

(2) 改正日

令和8年1月5日（月）

(3) 改正内容

上記2.(1)に記載の預金規定に、以下の条項を新設いたします。

（未利用口座管理手数料）

- (1) 当組合が定める一定期間、決算利息以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料の引落し以外の払戻しがない場合には、未利用口座として取扱います。
- (2) 未利用口座となった場合は、所定の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 未利用口座管理手数料は、当該預金口座から払戻請求書等によらず当組合所定の方法により、引落しができるものとします。
- (4) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合、当組合は預金者に通知することなく、当該口座の残高全額を口座管理手数料の一部として引落ししたうえで、同口座を解約することができるものとします。
- (5) お支払いいただいた未利用口座管理手数料は返却いたしません。
- (6) 解約した口座の再利用はできません。

ご不明点などは、お取引店または、下記窓口（フリーダイヤル）までお問い合わせください。

以上

（お問い合わせ窓口）

都留信用組合 経営企画部

電話番号：0120-87-2131（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00～17:00（除く土・日・祝日、12/31～1/3）